

# 平成 31 年度(令和元年度)事業報告等

自 平成 31 年 4 月 1 日

至 令和 2 年 3 月 31 日

公益社団法人青森県柔道整復師会

# 令和元年度事業報告等

## 1. 医療保険受領委任制度の推進に関する事業（公益目的事業1）

「柔道整復師」は、接骨院や整骨院において「柔道整復師法（昭和45年法律第19号）」に基づき、骨折、脱臼、打撲、捻挫（筋、腱の損傷）等の治療を行う厚生労働大臣による医療専門職である。

国民健康保険など「医療保険」のうち、柔道整復師に支払われる「療養費」の制度は、医師に支払われる「診療報酬」の制度と異なり、「償還払い」といって、患者が一旦療養費（治療費）の全額を支払い、後日、各自で保険者に保険負担分を請求し、返還を受けることが原則になっている。

しかし、これでは患者の経済的負担等が大きく、適切な受療行動を阻害する恐れがあるため、柔道整復施術の療養費は「受領委任」という制度によって、柔道整復師が患者に代わって保険者に療養費（治療費）の支給申請を行うことができ、医師の診療報酬と同様に取り扱われることが可能となっている。

本会は受領委任制度の根拠となる「協定書」を青森県知事及び東北厚生局長との三者間で締結、この協定等に基づいて、会員、保険者及び関係行政機関等との連携を密に、受領委任制度の適正かつ円滑な運営を支援し、患者の経済的負担の軽減を図るとともに、適切な受療行動を可能とするための事業を行った。

### (1) 受領委任制度の維持運営事業

- 5月14日、6月12日、7月12日に本会会館において、新入会員に対して3か月間連続の新入会員保険講習会を開催し受領委任制度の周知徹底を図った。
- 青森県知事及び東北厚生局長へ三者協定に基づく受領委任取扱い制度の登録及び改廃手続き等を18件行った。

### (2) 療養費申請の審査事業

- 会員から提出された療養費支給申請書（年間約19万件）を点検、整備し各保険者に送付をした。また、各保険者より本会に支給される療養費を各会員に給付することにより各保険者の利便性に協力した。
- 共済組合、健康保険組合、自賠責保険の各療養費支給申請書を本会の審査機関において毎月1回審査を行い、受領委任制度の円滑な運営に協力した。

### (3) 保険事務研修事業

- 9月22日に青森県総合社会教育センター（青森市）において、青森労働局、青森県国民健康保険団体連合会、全国健康保険協会青森支部、損害保険料率算出機構青森自賠責損害調査事務所より講師を招いて、県内の柔道整復師を対象に「保険事務研修会」を開催した。

## 2. 県民の心身の健全な発達に関する事業（公益目的事業2）

骨折、脱臼、捻挫、打撲、挫傷等の処置や運動機能を熟知した専門家集団として、県民の心身の健全な発達に寄与するための講習会等を開催し、健康づくりに貢献するための事業を行った。

### (1) 県民公開講座開催事業

- 6月23日に八戸市東公民館（八戸市、講師：八戸市保健所健康づくり推進課管理栄養士・高橋貴子氏）、8月23日につがる地球村（つがる市）、10月6日にヒロロ（弘前市、講師：弘前大学医学部付属病院整形外科講師・医学博士・和田簡一郎氏）、10月20日にねぶたの家ワ・ラッセ（青森市、講師：作業療法士・桑田有佳子氏）、11月27日に十和田市保健センター（十和田市、講師：NPO法人スマイルラボ・今泉悦子氏）、1月26日にむつ市ウェルネスパーク（むつ市）、2月16日にビードルプラザ（三沢市）において「ほねつぎの日」として県民を対象とした「公開講座」や健康相談等を開催した。
- 上記の他、6月23日に八戸市東公民館（八戸市、講師：和田整形外科クリニック・和田誠之氏）、7月13～14日に折腰内ビーチ公園（中泊町）、7月28日にはまなす公園（鯨ヶ沢町）、9月7日にスポカライン黒石（黒石市、講師：弘前医療福祉大学保健学部看護学科准教授・工藤うみ氏）、9月29日にイオンスーパーセンター十和田（十和田市）、10月6日にヒロロ（弘前市）において、県民を対象に健康づくりに貢献するための公開講座や健康等相談会を開催した。
- 5月26日に五所川原市、9月29日に八戸市、11月16～17日に黒石市において開催された自治体主催の健康づくり事業に会員を派遣して協力した。
- 7月13日に弘前市、11月16日にむつ市、12月7日に黒石市、12月14日に十和田市、五所川原市、12月21日に三沢市、2月8日に八戸市において、県民及び県内の柔道整復師を対象とした保険講習会を開催した。

### (2) 応急救護活動事業

- 青森県中学校体育連盟、青森県高等学校体育連盟、県内体育協会等が主催する各種スポーツの42大会に会員を救護員として派遣し協力した。
- 5月29日に十和田市主催の総合防災訓練に会員を派遣し自治体の活動を支援した。

## 3. 柔道整復師の資質向上並びに柔道の普及に関する事業（公益目的事業3）

県民の健康の維持、向上に貢献するために、柔道整復師の資質の向上、柔道整復学及び柔道整復術の発展に努めるための事業を行った。

### (1) 柔整塾並びに研修会開催事業

- 9月15日にアピオあおもり（青森市）において、特定非営利法人青森県健康・体力づくり協会副理事長・健康運動指導士の奈良岡匠氏を講師に招いて、県民及び県内の柔道整復師を対象とし

た「学術セミナー」を開催した。

○12月15日にはまなす会館（青森市）において、ふじい接骨院院長の藤井裕文氏を講師に招いて、県民及び県内の柔道整復師を対象とした「柔整塾」を開催した。

## (2) 柔道の普及活動事業

○7月20日に宮城県仙台市において開催された「東北ブロック会柔道大会」、「東北少年柔道大会・形競技会」に、会員を選手、監督、審判員、審査員として派遣し、柔道の普及と振興に貢献した。

○10月13日に東京都での開催が予定されていた「日整全国柔道大会」、「日整全国少年柔道大会・形競技会」へ監督・選手派遣の準備を進めていたが、台風の為大会中止となった。

○青森県柔道連盟や県内柔道協会等が主催する柔道大会において、会員が大会委員として大会の開催に協力した。

## (3) 広報普及活動事業

○広報誌「柔整青森第40号」を発行し、県内の柔道整復師の施術所や柔道整復師養成学校に配付し、柔道整復学、柔道整復術の普及啓発を図った。

○ホームページにて県民に対し身近な施術所情報を提供し、県民の健康維持向上のための研修会開催情報など迅速に提供した。

## 4. 児童又は青少年の健全な育成に関する事業（公益目的事業4）

柔道整復術のルーツである柔道やチャリティ事業を通じて、青少年の健全な育成を図るための事業を行った。

### (1) 青森県少年学年別柔道選手権大会開催事業

○4月14日に青森県武道館（弘前市）において、「第34回青森県少年学年別柔道・形競技選手権大会」を開催し、児童及び青少年の健全な育成に貢献した。大会には県内より26分団、選手・監督等総勢327名が参加し、小学4年生～6年生の男女別による個人戦、団体戦、形競技会を行った。個人戦の優勝者6名には青森県知事賞を贈った。

### (2) 「柔道・形競技」の柔道教室・「柔道記念大会」の開催

○7月6日に青森県武道館（弘前市）において「第9回青森県少年柔道教室」を開催した。柔道教室には県内の分団より児童生徒が参加し、会員が講師として柔道、形競技の講習を行い、児童及び青少年の柔道技術向上の機会提供に貢献した。

### (3) チャリティ事業

○8月18日に弘前ファミリーボウル（弘前市）において児童養護施設弘前愛成園の児童・生徒26名引率職員6名を招待し、会員45名と共に「チャリティボウリング大会」を開催し交流を図った。施設にはお菓子、野菜を提供し、また5万円を児童及び青少年の健全な育成に役立てて頂くために施設に寄付を行った。

## 5. 会員の福利増進及び相互扶助に関する事業（相互扶助等事業）

柔道整復師が安心して業務に取り組める環境と会の組織強化を図り、会員の福利厚生と生活の向上を目指しながら相互扶助を推進するための事業を行った。

- (1) 柔道整復師賠償責任保険、団体加入生命保険等の拡充及び推進を図った。
- (2) 会員8名に対して入院見舞金を支給した。
- (3) 会員1名の死亡、会員14名の家族の死亡に対し香典等を支給した。
- (4) 国、県からの表彰者1名、柔道功労賞1名、地域功労賞1名、会長表彰5名、古希1名、還暦2名を表彰した。
- (5) 10月6日にみちのく国際ゴルフ倶楽部（十和田市）において「チャリティゴルフ大会」を開催し親睦を図った。

## 6. その他本会の目的達成のための事業

- (1) 4月28日、6月8日、10月12日、3月8日に理事会、5月25日に通常総会を開催し、定款に基づいた組織運営に努めながら、社会貢献活動を推進するための組織強化を図った。

また6月30日、9月22日に、組織並びに会員の現状を把握し時勢に適応した組織運営を行って行くために「役員研修会」と新たに立ち上げた「法人改革委員会」ならびに「柔整未来プロジェクト」を開催し、組織の最適化を図った。

この他、各都道府県柔道整復師会開催事業、公益社団法人日本柔道整復師会開催事業、日本柔道整復師会東北ブロック会開催事業に積極的に参加し、柔道整復師の振作高揚を図った。

- (2) 全日本柔道連盟、青森県柔道連盟、全日本柔道少年団との協力関係を推進した。
- (3) 地域支援事業を推進するために、地域包括支援センター運営協議会委員、介護認定審査会委員の推薦要請に協力した。
- (4) 医療人として社会貢献を推進するため、また広く県民に柔道整復の理解促進を図るため、青森県社会福祉協議会ならびに公益社団法人24時間テレビチャリティー委員会へ寄付を行った。さらに、青森県が主催する青少年育成青森県民会議に賛助、献血感謝の集い並びに愛の血液助け合い運動に後援を行った。

## 令和年度事業報告 附属明細書

令和元年度事業報告には、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則」第34条第3項に規定する附属明細書「事業報告の内容を補足する重要な事項」は存在しないので作成しません。